



裁判闘争への

「支援に深く感謝

「賃金未払いに対する六億六千万円損賠裁判」は昨年九月二十一日証人調べの後に裁判官から和解の話が出されました。一月十八日には結審し判決日も決まりましたが、同時並行で和解交渉が続いてきました。

交渉途上ではありませんが《判決》ではなく《和解交渉で解決》との方向

# 六億六千万円損賠裁判と

## 和解交渉のぞき報告

性が明確になりましたので、三月二十二日判決中止のお知らせと同時に簡単な経過報告をさせていただきます。

今日まで傍聴闘争、署名運動、集会、裁判所包囲デモ、ピラまきや坐りこみ等など、共に闘い支援してきて下さった多くの仲間の皆さま、本当にありがとうございます。心から感謝します。

この間の《和解交渉》はこうした闘いの積み重ねによって作られた土俵

であり、形を変えた闘争の継続であります。この認識と確信をぜひとも共有して頂きたいと思えます。そして争議解決と今後の

南労会松浦診療所再建・組合尊重の労使関係構築にむけて引き続きの支援連帯をよろしくお願い申し上げます。  
**負けられない裁判闘争**

南労会の賃金未払いは組合差別であり、その額と期間の長さにおいて正

に生存権侵害の攻撃でした。一時金未払いが労働組合法・刑事罰の対象となつた事実が端的に示されていますが前代未聞の労働犯罪です。

この事実は、今日の日本が団結権保障の戦後憲法の下にある「法治国家」とはかけ離れた状況にあることを突き出しています。組合員に対して組合員以外と同じ賃金を支払えという当然の要求が通らず、労働組合がかくも

長期の兵糧攻めと困難な

闘いを強いられてきたことについて司法の責任は重大であり厳しく批判されなければなりません。

二〇一〇年八月、私たちは争議解決のために避けて通れない争いとして、司法の壁が如何に厚くても負けることができない四度目の挑戦として、本裁判を申立てました。

### 厳しい判決予測

提訴の根拠となったのは〇七年大阪高裁・永井判決です。永井判決は労働法を骨格にしている点で画期的な判決でした。しかし、他方で中労委命令の是非を争った東京の

行政裁判において、①賃上げ交渉妥結妨害のため、後出しの「妥結月実施」条件、②勤務時間の一方的変更と賃金カット—これらについて不当労働行為認定を取消す不当判決が確定していました。また前哨戦的位置にあった「被解雇者と退職者の未払い一時金の一部請求裁判」について、大阪地裁労働部はケンモホロの組合敗訴の判決を出しました。更には、複雑な経過をたどってきた高額な訴訟であるにも関わらず、担当は労働裁判の経験の浅い裁判官ひとりでした。裁判所の常識を疑いました。

かくて当初より裁判の行方は厳しいものが予測されていました。

### 低額和解のもくろみ砕く

永井判決は「背水の陣」の思いで闘い勝ちとった、時代は更に悪化しており上回る闘いが必要、勝負は第一審—そんな決意で臨んだ裁判闘争でした。

二〇一一年秋から年末にかけて南労会は裁判所をまき込み「超低額和解」もしくは「早期結審で組合を敗訴に追い込む」ことを目論見ました。年末には、低額和解を呑まなければ「被解雇者に第三者破産を申立てる」と内

容証明郵便を自宅に送付してきました。

田中機械大和田委員長長の指導の下、闘いの原則を貫きこれを覆しました。

### 闘いで展望を拓く

昨年の冒頭から形勢逆転をめざす闘いを開始しました。三月十七日大和田委員長ご逝去、八月辻岡闘争委員長急逝という悲しみと困難を乗り越えながらの闘いでした。

一回一回の弁論、そこに向かって情宣や闘いの積み上げ、法廷内外の闘いの結合、南労会を追い込むポイントになる闘いの設定、相乗効果をつく

り出す闘いの組み立て等  
など、無い知恵を絞り、  
多くの皆さんの力に支え  
られながら行動を積み重  
ねてきました。大和田委  
員長が残された重要な闘  
いの条件と団結の力を活  
かしきり、教訓を反芻し、  
勝利を勝ち取る力とする  
ために集中した闘いに努  
めてきました。

不十分なことも数多く  
ありましたが、こうした  
闘いが裁判所の認識と判  
断をジワリジワリと変え  
てきたという手応えを実  
感してきました。

### 佐藤先生意見書の力

特筆すべきは、早稲田

大学名誉教授・佐藤昭夫  
先生の意見書です。限り  
なく後退してきた地裁労  
働部に労働法の根本を提  
示し、それをもって南労  
会の本質と犯罪性をえぐ  
り出し指弾し、裁判官に  
あるべき考え方と姿を教  
え諭すものでした。

私たちもこの裁判が団  
結権を巡る闘いであるこ  
とを掴みなおし、改めて  
確信を深めました。

また合議への移行を求  
める上申や佐藤先生の証  
人申請は却下されたとは  
言え、裁判所に緊張感を  
もたせたと思います。更  
に組合と佐藤先生による  
地検に対する告訴・告発、  
政府答弁書、労働者弁護

団「声明」、二回の署名  
運動の展開、裁判所・地  
検・三菱UFJ銀行を貫  
く行動やデモ、裁判所前  
座り込み等も大きな影響  
をもたらしました。

こうして九月二十一日  
の証人調べを迎えました。  
南労会側渡部弁護士は組  
合側証人・川口書記長に  
「組合はなんで一億円の  
和解に応じないのか」と  
苛立ちをぶつけました。

### 裁判所の変化、決起集会

この後、和解交渉が開  
始されました。裁判官の  
姿勢は明らかに以前とは  
変化を見せていました。

十一月二十一日、田中

機械ホールには南大阪一  
関西の仲間が大結集し、  
熱気と感動あふれる「南  
労会闘争勝利のための決  
起集会」を勝ちとりまし  
た。佐藤先生にも講演に  
駆けつけて頂きました。

### 争議全面解決に向けて

和解交渉の枠組みは、  
当初「本訴訟内容に限る」  
形で出発しましたが、経  
過の中で争議全面解決へ  
と変化してきました。

二十二年もの争議の解  
決は生易しいものではあ  
りませんし、時機という  
ものがあります。組合は  
今を全面解決の好期とと  
らえて決断し、若杉常務

理事をその土俵へと追い込んでいきました。

この過程で府労働委員会の元労働者委員である要宏輝氏には直接交渉へ参加して頂き解決への道筋が作られる等、一方ならぬご尽力を頂きました。解決内容と水準、南労会・松浦診療所の運営経営の正常化と再建問題、今後の労働組合を尊重した労使関係の担保など、いずれも簡単ではない問題が横たわっています。しかし南労会闘争の意義を明日に繋げ、港合同や労働運動全体の発展に寄与できるかどうかはこれからが勝負とも言えます。

南労会に深く関わってこられた皆さんからの要請

この間、元港地協議長の有元さん、全港湾大阪支部元委員長の馬場さん、佐藤昭夫先生や東京の弁護団の方々、そして南大阪平和人権連帯会議に結集する労働組合や東南フォーラムなど古くから南労会に関わってきた団体から南労会への「要請」を寄せて頂きました。要請内容は以下のとおりです。

(前文略)

1. 健診業務の継続または再開の検討。
2. 労働組合との誠実な和解交渉による争議解決および労働組合を尊

重した労使関係の確立。

3. 松浦診療所設立の原点と趣旨を踏まえた南労会・松浦診療所の再建と正常化。
4. 南大阪平和人権連帯会議を始め労働運動、住民運動等との相互協力関係の再確立。

以上

### 《受けた支援を

### 運動で返す》

一九六〇年代全金田中機械支部の闘いの中から生まれた《受けた支援を運動で返す》のスローガンは港合同の歴史と伝統の中に脈々と息づいてきました。二〇年をこえて

南労会闘争が闘い抜かれてきたのもそのお陰です。

労働者の魂と誇りがいぶし銀のように光るこのスローガンの実践の中にこそ南労会闘争が試され活かされていくことを肝に銘じ、全面解決とその後にもむけて更に奮闘する決意です。最後までご指導、ご鞭撻をよろしくお願いします。南労会支部



今年の元旦闘争 (吹田市山田東)